

第2回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成17年 3月25日(金)
10時00分～12時00分
経済産業省別館846会議室

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて
 - (2) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

- 資料 1 第1回検討委員会での意見概要
資料 2 補装具の定義案

第1回検討委員会での意見概要

(前回の意見を事務局として整理したもの)

補装具

- 1 福祉用具給付制度等検討会報告書（以下「前回報告書」という。）で整理された「身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代償するもの」を基とした審議時の意見
 - 従前から、補装具の定義とされてきているもの。補装具の目的であり、この定義に異論はないのではないか。

- 2 前回報告書で整理された「身体に装着（装用）して常用するもの又は作業用に使用するもの」を基とした審議時の意見
 - 常用又は作業用とされているが、これは法による障害のある方の職業復帰、就労支援の理念を現すもので、「作業用」という定義は非常に重要である。
しかし、現場では屋内用又は屋外用で一般化されているようなところもある。

 - 「身体に装着（装用）」は、義肢装具といった限られた種目に係るものと思える。
車いすなどにはそぐわない感。「自立支援に有効なもの」というようなイメージが出た方がよいと思う。

 - 障害によって、補装具の機能は違ってくる。例えば視覚障害の白杖は「携行」。目の代わりに情報検索をする代替機能があるということで1の整理に合致する。
障害によって、条件が異なるのではないか。

 - これは、肢体系がベースになっていることは確かである。

 - 障害に応じた整理は、かえって運用が窮屈となるのではないか。装用は装置使用であり、この装用の中に用途も機能別も含んでいて、その解釈は更生相談所の仕事である。そこに、本来は行政サービスの責任があったと思うが、全国の関係者の中には、厳格に考えてしまう者もいる。
更生相談所は、専門技術中枢機関として、行政の位置付けも理解し、利用者のごとも理解するという相反する位置にあるが、今後とも、判定なり意見を述べる立場にあるのであれば、旧のままで残した方が更生相談所としては仕事がしやすいのではないか。

- 「(装用)」とは、体に密着させるということではない部分も含まれている。
また、「常用」は、いつも身につけるものと限るものではなく、日常的に使うという意味である。
障害のあるお子さんの場合は、「作業用」を「学業用」と捉えることとしている。
- 補装具の種目そのものが決まっているので、現場では、その概念について議論がなかったと思う。もし種目がないものとして、この概念整理だけで説明するとき果たして現場が、市町村がピンとくるかという難しい感じがする。
- 取扱事務の要領まで含めた概念で押さえれば、耐用年数、製作者の瑕疵責任、安全性まで見据えておくことが必要となる。
- 「補装具とは」について、現場の職員なり、利用者にも分かり易い表現で現すことが必要ではないか。
- 補装具の制度は、今回の整理をもって必ずしも全国画一的に行われるものではない。今の流れは地方分権であり、そういう意味で、ここでキチンとした概念整理を行い、品目も決めて、価格も決めて最低限度のところはこれで守り、そこから先は各市町村に努力していただくこととなる。
その意味での概念整理であり、分かり易い用語を使用して整理する必要がある。
- 定義に照らせば、これに当てはまるが、給付種目とされていないものは意外にある。

3 前回報告書で整理された「給付等に際して医師の意見書（身体障害者更生相談所に来所の場合は判定書）を必要とするもの」を基とした審議時の意見

- 補装具、特に義肢等は、市場の中で一般的に販売されるものではないこと、身体に適合させる必要があることなどから、専門性の担保が極めて重要であり、そのため、給付等に際しては医師の意見書を要するとしている。
なお、給付等には、医師、理学療法士等の関係者がチームで関わる必要があるが、その代表、責任者として医師を挙げている。昨今、医師以外の者の意見書も認めるべきとの意見もある。
- 既に、医師の意見書がなくとも市町村で給付等できる補装具もあり、これらは、前回報告書のこの定義に反してしまう。
- 補装具に知見を持つ理学療法士等の存在には、地域差がかなりある。その意味で、

やはり「医師の意見書」にこだわりをもつ。しかし、医師の質が十分確保されているかということとそうでない現状もある。

- 新しい時代に移る今の段階は、専門家を活かす一つの機会である。補装具の概念を見直すと同時に、義肢装具士まで含めた専門家を積極的に活かすような見直しとすべきである。
- 申請者自身の生活を熟知している理学療法士等の意見は、補装具給付等の上で有効である。
初めて診た医師が書いた意見書には有効なものが少ないというのが現場の状況であり、申請者がより早く、より良いものを手に入れるという視点では、医師以外の意見書も認めてもいいのではないかと考える。
例えば、医師の意見書を基に更生相談所が判定するものは、医師以外の意見書を認めることも考えられる。
- 補装具の給付には迅速性も重要であり、専門性の部分とどうマッチさせていくかが課題である。
- 定義の整理の際には、目的と機能を明確にすることが必要。その意味で1及び2の整理は理解できるし、これだけでもと思う。
しかし、種目（例：遮光眼鏡）によっては、この3の整理がないと現場に大きな混乱を招く恐れがある。
- 1及び2の整理だけでは拡がりすぎる懸念もあり、3の整理が必要となる。

4 「補装具給付事業」と「日常生活用具給付事業」のイメージ（社会保障審議会障害者部会提出資料）を基とした審議時の意見

- ①は前回報告書のとおりであるが、②と③を定義とすることは困難と思う。運用のための要領の中に入れていくようなこととなるのではないか。

(注) ① 身体機能を補完・代替し、身体に装着（装用）して常用し、かつ給付や利用等に際して専門的な知見が求められるもの

② 極めて重度の障害者のコミュニケーションの確保に資するものであって、費用対効果が高いもの

③ ①又は②を満たした上で、安価でかつ一般的に普及しているものではないこと

- 補装具に、②の考え方が入ることは評価できるのではないか。

- ②に「極めて重度の障害者の……」とあるが、これがなくとも問題は起こらないのではないか。
仮に軽度の障害者が給付を希望したとしても、その方の生活に有用であれば給付することがあってもいいのではないか。
- 拡大読書器は視力が0.01以上ないと使用できない。重度というよりは、むしろ軽度の方、コントラスト感度が落ちている方が使用しており、「重度」を強調すると市町村の窓口において真に必要な者が排除されてしまう恐れがある。
- 「費用対効果」とあるが、これをあらかじめどのように証明できるのか。「障害者のコミュニケーションを確保するために非常に有用」などとして、「費用対効果」ははずすべきと考える。
- コミュニケーションの確保も、補完、代替ではある。ただ、コミュニケーションだけを取り出しての定義の整理は非常に難しい。
- 補装具として給付されている種目の中には、非常に安価なものもある。現場の声の中には外してしまってもいいのではという声もある。が、視覚障害の方にとっての白状はまさに命綱であり、種目として残しておく必要があるという声もある。
- 「障害者のコミュニケーションの確保に有用なもの」は、社会参加、自立支援の視点から、電動車いすと同様に、日常生活用具から補装具となることを期待する。
- ストマ用装具は、前回報告書で経過的な補装具と整理したが、これだけの費用がかかるなら、むしろ別の捉え方、例えば医療制度全体の中でストマをきちんと位置付けて、給付に制限を加えることなく、排泄というもっと大事なこととして考えるべきではないか。補装具とは違った次元で扱うべき種類が入っているのではないかという視点での見直しが必要と思う。
- ③の「安価でかつ」という文言は、削除すべきと思う。
- 自立支援との関係からは、コミュニケーション支援を重視し、同時に一般的に普及していないことが重要となる。
- 消耗品的性格が強いストマ用装具に、他の種目と同様の自己負担をさせることは経済的負担が大きい。単独助成で負担軽減をしている自治体もあることから、ことストマ用装具に関しては、補装具として扱ってはと考えている。
- ストマ用装具は、他の種目とは趣を異にしているのではないかと思う。

- 事務の合理化、簡略化で市町村の判断で給付できるとしているものは、専門的な技術を要しないものであり、できれば補装具からは外したいが、その場合は別枠の保障を考える必要がある。

もう少し丁寧に、本来あるべき姿を追求し、そのことを提案していくことも重要と考える。そうでないと、いつまでも曖昧な形で進むこととなり、果たして将来的にいいのだろうかと思う。

- ストマ用装具は、必要不可欠なもの。私たちが生きていく上で絶対に必要なもの。従って、身体障害に膀胱・直腸機能障害が入ったから自動的に補装具であるということではなく丁寧に対応が必要。そんな時代はもう過ぎたと思う。

前回報告書では、補装具から外すものと整理したが、これを疎んじるということでは全くなく、むしろもっと丁寧に、もっと大事なものとして考え、使いやすいものにして差し上げることが大事である。

- ストマ用装具が日常生活用具（地域生活支援事業）とされた場合、市町村の力量で何処までできるかという怖さを感じている。

- ストマ用装具をどうするかは根本的に考え直していく必要があり、必ずしも日常生活用具にすればよいという話ではないと思う。

日常生活用具

前回報告書で整理された「日常生活を便利又は容易ならしめるもの」、「家庭復帰を促進し、家庭生活を営み得るようにするもの」を基とした審議時の意見

- この考え方で外れてはいないと思うが、これからの時代に即するには「自立支援」を入れた方がよい。

「便利」という言葉も、個人の主観が入る。不自由でも不便でないという方もいる。

- 日常生活用具から補装具に組み込まれた唯一のものが電動車いすである。その結果、例えば療護施設の中で電動車いすを使うことで非常に幅の広い活動ができるようになった。これは評価されてよい。

日常生活用具は在宅支援であるために、在宅でないと給付できないという大きな壁があったが、結局はこれを突き破った。突き破ることで大きな自立支援が展開された。

自立支援は、常に地域で生活する、家で生活するというイメージをもつが、施設

で生活する方々のこともしっかりと考えておく必要がある。

- 補装具の場合は、今の手続で、少なくとも更生相談所という機能が一つあるが、日常生活用具の場合は何もなく、担当者の裁量に委ねられている。
- 要望にのみ基づく給付は、膨大な費用負担を招くこととなる。リハビリテーションに関する用具の場合は専門家が関わることから、ここで判断できるところはある。
- 長期にわたって生活する施設は、家庭と同じように扱うべきだろうと思っている。「家庭」は誤解を招きやすい用語かもしれない。
- 障害のある方本人がトレーニングの段階でパーソナルエイドを持っていて、それで地域に帰ることは大変効果的である。
いわゆる通過型の施設は、訓練効果を高めるために必要なものと判断してもいいのではないかと考える。
- 現在、国基準に加えて、単価の上乗せ、品目の追加を行っているが、その財政負担には大きいものがある。
次々と市場に登場する品目の中には地域生活支援に役立つものも多いが、市町村が一定の基準で取り組める考え方を持ってほしいというのは、現場の願望としてあると思う。
- 給付等に関する市町村向けのマニュアルのようなものを示していく必要がある。

補装具の定義案

(前回の議事を踏まえて、事務局が論議のたたき台として作成したもの)

定義

次の3つの要件を満たすものを補装具という。

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害に対応した改造や特別設計がなされたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一のものを継続して使用するもの
- ③ 給付や利用等に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）が求められるもの

説明

①について

- ・ 「障害に対応した改造や特別設計がなされたもの」とは、障害の状況に応じた設計等や個別的な選定・適合・調整を必要とするものである。

②について

- ・ 身体に装着（装用）の「装用」とは、必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含むものである。
- ・ 「日常生活に用いる」とは、常時に使用することに限るものではなく、日常的に使用するという意味も含むものである。
なお、文化・レクリエーション・スポーツ用に使用するものなどは含まない。
- ・ 「同一のものを継続して使用するもの」とは、当該製品を一定期間使用するものであり、少なくとも消耗品は含まない。